令和3年度北九州市旅行商品造成助成事業 実施要領

当事業は、多くの方に北九州市の魅力を体験してもらうため、旅行商品に本市での宿泊、有料観光施設入場または食事を組み込む旅行社に対し、助成金を支給するもの。

1 制度概要

(1) 助成金交付対象者

旅行商品を造成、販売する旅行社

ただし、以下の条件を全て満たすもの

- ア 国内に拠点を置く旅行事業者で、旅行業法に基づき観光庁長官または 都道府県知事登録をしていること。
- イ 暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有する者でないこと

(2) 助成対象条件

以下の条件を全て満たす旅行商品

- ア 令和3年9月1日~令和4年2月28日に催行されること(緊急事態 措置やまん延防止等重点措置が出発地及び福岡県に適用されている期間 は除く)。
- イ 募集型企画旅行であること。募集の際は、旅行商品名に「北九州」の文 言を含めること。
- ウ 下記1-(3)における「助成プラン」の①又は②の商品であること。
- ※本助成の主旨にそぐわない旅行商品については、助成を行わない。

(3) 助成額

助成プラン	助成額
① 宿泊プラン アーイの条件を満たすこと	
ア 市内での宿泊	1 名につき
イ 市内の有料観光施設入場又は市内の食事施設利用(宿	1,500 円
泊する施設での食事は除く)	
② 立寄プラン	1 名につき
市内の有料観光施設入場又は市内の食事施設利用	1,000 円

- ※ 助成金額は、1事業所(造成部門を指し、支店ごとではない) あたり 最大300,000円とする。
- ※ 同じ商品は同一旅行社の複数事業所から申請することはできない(商品名が異なっていたり出発地等が異なっていても、旅程が同じであれ

ば同一商品とみなす)。

※ 不明な点がある場合は事前に問い合わせること。

2 手続き

(1) 助成申請

- ア 提出書類(商品発売前に提出すること)
 - ·助成金申請書(様式1-1)
 - ・助成金申請書内訳書(様式1-2)
 - · 県警照会同意書(様式2)
- イ 受付期限

令和3年7月1日(木)から令和3年8月31日(火)まで。

※申請期間中であっても予算の枠を超えた場合は、募集を終了する。

ウ 決定通知

協議会は、申請内容と販売する旅行商品の内容を確認し、助成額を決定し、その旨を申請者に通知する。

(2)変更(中止)申請書

決定通知を受けた旅行商品について、やむを得ず中止する場合は、速やかに変更(中止)申請書(様式3)を提出すること。

(3) 実績報告及び助成金の請求

- ア 提出書類
 - ・実績報告書(様式4-1)
 - · 実績報告書内訳書(様式4-2)
 - •宿泊証明書、立寄証明書(様式5)
 - ・旅行商品のチラシ、パンフレット等
 - ·助成金請求書(様式6)
- イ 提出期限

申請した旅行商品全ての催行完了後20日以内に提出すること。

ウ 助成金振込

協議会は、実績報告書類の内容を審査し、助成金を振り込む。

エ その他

助成額の合計は、決定通知に記載した金額の合計を超えることはできない。

(4) 様式について

各種様式は下記ホームページよりダウンロードできます。

【北九州市観光情報サイト「ぐるリッチ!北Q州」】

https://www.gururich-kitag.com/for-business

令和3年度北九州市旅行商品造成助成事業 フロー図

	① 「助成金申請書」「県警照会同意書」の提出(8/31〆切) 様式 1-1・1-2・2	
	② 審査、助成金額の決定(決定通知送付) ◆	
	③ 商品販売・催行	北九州
申請者(旅行	④ 「実績報告書」提出(催行完了後 20 日以内) 様式 4-1・4-2・5 チラシ等	州市国内観光客等誘致促進協議会
(旅行社)	⑤ 実績確認(確定通知送付) ◆	誘致促進協議 <
	⑥ 「助成金請求書」提出 株式 6	会
	⑦ 助成金支払	